資料４

青梅市総合長期計画審議会の会議の公開等に関する取扱要領（案）

１　趣旨

この要領は、青梅市総合長期計画審議会（以下「審議会」という。）の会議、議事録等の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

２　会議の公開等

審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げるときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 会議において取り扱う情報が青梅市情報公開条例（平成３０年条例第３１号。以下「条例」という。）第７条各号に該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

３　非公開の決定方法

審議会の会長（以下「会長」という。）は、前項各号に該当すると認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは、審議会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

４　会議開催の事前公表

(1) 会議の開催は、公開または非公開にかかわらず、原則として会議開催の前にあらかじめ公表するものとする。

(2) 前号の規定により公表する内容は、会議名、日時、場所、付議予定案件名、傍聴者の定員その他必要な事項とする。

５　傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会議場の広さ等の条件により会長が定めるものとする。

６　傍聴の手続

(1) 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の当日、審議会の定める場所において傍聴者受付票（様式第１号）に所要の事項を記載の上、傍聴券（様式第２号）の交付を受けなければならない。

(2) 傍聴券の交付は、会議開始時間の３０分前から行うものとする。

(3) 傍聴券の交付は、先着した傍聴希望者から順に行うものとする。ただし、会議開始時間の３０分前の時点において参集した傍聴希望者の数が傍聴者の定員を超える場合は、傍聴希望者に配付する番号をもとに抽選により決定するものとする。

7　傍聴席

傍聴席は、会長がこれを指定する。

8　傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、または着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

9　傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し､または会議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話、パソコン、タブレット端末等の情報通信機器は、電源を切り、または音を発しない状態にし、使用しないこと。

(4) 飲食（水筒その他の蓋付きの容器による適度な水分補給を除く。）または喫煙をしないこと。

(5) その他会議場の秩序を乱し、会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしないこと。

10　写真の撮影、録音、録画、放送等の制限

傍聴者は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

11　傍聴者の退場

(1) 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は､会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(2) 第３項の規定により、審議会の会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

12　係員の指示

傍聴者は、全て係員の指示によらなければならない。

13　報道関係者および市議会議員の取扱い

（1）会長は、第５項および第６項の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、第５項の規定による定員を超えて、また、第６項の規定による手続を経ずに報道関係者および市議会議員（以下「報道関係者等」という。）に傍聴させることができる。

（2）第７項から前項までの規定は、報道関係者等が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、第７項中「傍聴席」とあるのは「報道関係者および市議会議員（以下「報道関係者等」という。）の傍聴席（以下「報道関係者等席」という。）」と、第８項から第１０項までの規定中「傍聴席」とあるのは「報道関係者等席」と、第１０項および前項の規定中「傍聴者」とあるのは「報道関係者等」と読み替えるものとする。

14　議事録等

審議会の議事録および会議資料（以下「議事録等」という。）は、これを公開する。ただし、議事録等において取り扱う情報が、条例第７条各号に該当すると認められるときは、この限りでない。

15　委任

この要領に定めがない事項は、会長が定める。

16　実施期日

この要領は、令和８年１０月５日から実施する。

様式第１号（第６項関係）

青梅市総合長期計画審議会傍聴者受付票

Ｎｏ	氏名	住所	備考

様式第２号（第６項関係）

（表面）

第　　号

青梅市総合長期計画審議会傍聴券

日　時　　年　　月　　日 午前・午後　　時　　分

会　場　青梅市役所　　会議室（　階）

青 梅 市 総 合 長 期 計 画 審 議 会

＊ 裏面をお読みください。
傍聴を終えて退場する時は、本件を係員に返還してください。

（裏面）

傍　聴　者　の　守　る　べ　き　事　項

1　この傍聴券を所持する者は、この傍聴券に記載された日および会場に限り傍聴することができる。
2　傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
(1) 静粛にすること。
(2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、または会議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
(3) 携帯電話、パソコン、タブレット端末等の情報通信機器は、電源を切り、または音を発しない状態にし、使用しないこと。
(4) 飲食（水筒その他の蓋付きの容器による適度な水分補給を除く。）または喫煙をしないこと。
(5) その他会議場の秩序を乱し、会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしないこと。
3　傍聴者は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
4　傍聴者は、会長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
5　傍聴者は、係員の指示に従うとともに、係員から求められたときは傍聴券を提示しなければならない。
6　その他青梅市総合長期計画審議会の会議の公開に関する取扱要領の定めるところによる。